

ポケットカード マイルCLUB規約

第1条 (参加対象者)

- (1) ポケットカード マイルCLUB (以下「PMC」といいます。)は、ポケットカード株式会社 (以下「当社」といいます。)が認めたクレジットカード (以下「指定カード」といいます。)の会員で、当社が提携する航空会社 (以下「提携航空会社」といいます。)が提供するマイレージサービス (以下「マイレージサービス」といいます。)への参加を条件に、ポケットカード マイルCLUB 規約 (以下「本規約」といいます。)を承認の上、所定の方法により、当社にPMCへの入会を申込み、当社が入会を認めた日本国内に居住する方を会員 (以下「会員」といいます。)とします。
- (2) 会員が享受できるサービスは、会員ご本人のみが利用できます。また、会員は、会員資格、会員としての権利を第三者に譲渡、移転、担保提供または相続をすることはできません。

第2条 (参加費および有効期間)

- (1) 会員は、指定コース毎に所定の参加費を当社に支払うものとします。また、入会日にかかわらず参加費の減免は一切行いません。
- (2) 参加費は当社所定の方法で指定カードでの決済によりお支払い頂きます。なお、参加費は理由の如何を問わずお返し致しません。
- (3) 入会初年度の会員資格の有効期限は、当社が別途定める通りとします。なお第8条(2)の会員からの退会の届出がない限り、会員資格を継続することに承諾するものといたします。

第3条 (サービス内容)

会員は、当社が提供するポケット・ポイント等のポイントサービスに基づき獲得したポイント (以下「ポイント」といいます。)を、当社所定の単位および方法により、マイレージサービスのマイル (以下「マイル」といいます。)に交換 (以下「交換」といいます。)し、マイレージサービスに移行 (以下「移行」といいます。)することができます。

第4条 (交換・移行)

- (1) 会員は、交換および移行の方法については、提携航空会社と当社が定めた方法に従うものとします。
- (2) 当社は、前項の場合、当社所定の方法により、会員が当社に登録を申込んだ提携航空会社に交換・移行に必要な情報を提供します。
- (3) ポイントのマイルの交換単位、換算率および移行の上限ならびに移行したマイルの期限については、当社または提携航空会社が別途定めるとおりとします。
- (4) 移行の対象となるマイレージサービスは、会員が当社に登録を申込んだ提携航空会社のマイレージサービスに限るものとします。
- (5) 会員は、理由の如何にかかわらず、交換・移行の申込みをした後にこれを取消し、撤回、または変更することはできません。また、マイレージサービスに移行したマイルをポイントに戻すことはできません。
- (6) ポイントの移行は、当社または提携航空会社の事情により遅延する場合があります。当社は、そのことによって会員がマイレージサービス所定の特典を享受できなかつたり、また権利を行使できなかつた場合でも、一切の責任を負いません。

第5条 (サービスの利用)

- (1) 会員は、自らの責任において会員番号を第三者に知られないよう管理するものとします。当社は、会員番号が第三者に盗用されるなどにより、会員がマイレージサービス所定の特典を享受できなかつたり、また権利を行使できなかつた場合でも、一切の責任を負いません。
- (2) マイレージサービスおよび提携航空会社が提供するその他のサービスは、全て提携航空会

社所定の方法により行うものとします。当社は、マイレージサービス自体およびマイレージサービスに関する提携航空会社の行為については一切の責任を負いません。

- (3) 会員は、提携航空会社のマイレージサービスに関する規約その他の定めを遵守するものとします。
- (4) 会員の交換・移行の申込みについて不正または不備があった場合、当該申込み時において指定カードのご利用代金等のお支払いに延滞等があった場合、その他会員が本規約に違反した場合は、交換・移行ができない場合があります（延滞等の発生以前に獲得されたポイントの交換・移行も含まれます。）。当社は、そのことによって会員がマイレージサービス所定の特典を享受できなかつたり、また権利を行使できなかった場合でも、一切の責任を負いません。
- (5) 会員は、次の事項の一つにでも該当した場合には、交換・移行を取り消され、または交換・移行できない場合があります。
 - ① PMCの会員資格を喪失した場合。
 - ② (3)に違反し、または(4)に該当した場合。

第6条（会員情報の提供・交換およびその保護）

- (1) 会員は、当社と提携航空会社との間でPMCの運営に関し必要な範囲で会員に関する情報の提供および交換等を行うことに同意します。
- (2) 当社および提携航空会社は、業務上知り得た会員の情報を他に漏洩しないよう、プライバシーの保護に十分注意を払うものとします。

第7条（届出事項の変更）

会員は、届出事項に変更が生じた場合、PMC および提携航空会社に対し、その旨を届け出なければなりません。

第8条（会員資格の喪失）

- (1) 当社は、会員が次の事項の一つにでも該当した場合、特に会員に通知することなく、PMCから退会させることにより会員資格を喪失させることができるものとします。
 - ① 参加費の支払いを怠った時。
 - ② マイレージサービスの会員資格または指定カード会員資格を喪失した場合。
 - ③ 本規約に違反した場合など、当社が会員として不適格と判断した場合。
- (2) 会員は、当社所定の届出を行うことにより、PMCを退会することができるものとします。その場合、退会と同時に会員資格を喪失するものとします。

第9条（規約の変更）

当社は、法令による規制もしくは行政官庁の指導等または当社の運営上の事情により、本規約の一部もしくは全部の変更・改定・廃止、または移行の対象となる提携航空会社の見直しを行うことがあります。その場合当社は、当社が適切と認める方法により、会員に対しその内容を公表または通知いたします。会員がその後に交換・移行を申し込んだ場合、会員は、その変更または改定を承認したものとみなされることに異議ないものとします。

第10条（サービスの変更・終了）

当社は、法令による規制もしくは行政官庁の指導等または当社の運営上の事情により、PMCのサービスを変更または終了することができるものとします。当社は、その場合、前条と同様の方法により会員にその旨を公表または通知するものとします。

第11条（免責）

前2条により会員に逸失利益等の損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負いません。

第12条（その他）

交換または移行について公租公課が課せられる場合、会員は当該公租公課を負担するものとします。